

G-1-1-10

## 総合行政ネットワークASP登録及び接続資格審査要領

令和3年2月1日

地方公共団体情報システム機構

# 目 次

第 1 章 総則.....	1
第 1 条（目的）.....	1
第 2 条（審査の依頼）.....	1
第 3 条（セキュリティポリシーの遵守）.....	1
第 4 条（品質特性の保持）.....	1
第 5 条（審査資料の要求）.....	1
第 2 章 ファシリティサービスの審査.....	1
第 6 条（機器類設置環境要件の遵守）.....	1
第 7 条（公的基準等の準拠）.....	2
第 8 条（登録の免除）.....	2
第 3 章 通信サービスの審査.....	3
第 9 条（閉域性の確保）.....	3
第 10 条（帯域の確保）.....	3
第 11 条（常時接続性の確保）.....	3
第 12 条（インターフェイスの条件）.....	3
第 13 条（IPアドレスの割当て）.....	3
第 4 章 ホスティングサービスの審査.....	3
第 14 条（サービスの提供に必要な機器の設置）.....	3
第 15 条（セキュリティ条件の遵守）.....	4
第 16 条（IPアドレスの付与）.....	5
第 17 条（IPアドレスの管理）.....	5
第 18 条（ドメイン名の管理）.....	5
第 19 条（ファイアウォール設定情報の管理）.....	5
第 20 条（外部ネットワークからのIPリーチャビリティの遮断）.....	5
第 21 条（外部ネットワークとのアクセス制御）.....	5
第 22 条（サーバセキュリティの保持）.....	5
第 5 章 アプリケーション及びコンテンツサービスの審査.....	5
第 23 条（サービス利用者に対する運用及び危機管理体制の整備）.....	5
第 24 条（サービスの内容）.....	5
第 25 条（利用できるプロトコルの制限）.....	6
第 26 条（個人情報等保護に関する法令及びガイドラインの遵守）.....	6
第 26 条の 2（秘密保持義務）.....	6
第 27 条（ドメイン名の指定）.....	6

第 2 8 条 (利用契約の締結) .....	6
第 2 9 条 (知的所有権に関する法令の遵守) .....	6
附則 .....	6
附則 .....	6
附則 .....	7

## 総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続資格審査要領

平成14年11月26日 総合行政ネットワーク運営協議会承認  
全部改正 平成15年9月9日  
改正 平成18年12月15日  
改正 平成19年5月24日  
改正 平成24年4月1日  
改正 平成26年4月1日  
改正 平成27年7月1日  
改正 令和3年2月1日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という。)におけるLGWAN-ASPサービスの登録申込及び接続申込の審査(以下「登録審査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (審査の依頼)

第2条 登録審査は、随時に受付を行う。

#### (セキュリティポリシーの遵守)

第3条 LGWANにおいて、ファシリティサービス、通信サービス、ネットワーク層及び基盤アプリケーションサービス、ホスティングサービス及びアプリケーション及びコンテンツサービスを提供する者(以下「サービス提供者」という。)は、ASP提供機器の設置に関する規定及び地方公共団体情報システム機構 総合行政ネットワーク基本規程(以下「基本規程」という。)第11条に定めるセキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

#### (品質特性の保持)

第4条 サービス提供者は、提供するサービスの安全性、効率性及び操作性等品質特性を保持しなければならない。

#### (審査資料の要求)

第5条 サービス提供者は、LGWAN運営主体(以下「運営主体」という。)から登録審査に必要とする資料の要求があった場合には、その要求に応じなければならない。

### 第2章 ファシリティサービスの審査

#### (機器類設置環境要件の遵守)

第6条 サービス提供者のうちでファシリティサービスを提供する者(以下「ファシリティ

サービス提供者」という。)は、ホスティングサービスの提供に係る機器の設置環境として、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 建物及び室は、火災、水、落雷、電界、磁界及び空気汚染の被害を受ける恐れのない場所に設けること。
- (2) 設置場所であることの所在を明記しないこと。
- (3) 外部及び共用部分に面する窓は、防災、防犯の措置及び外光による影響を受けない措置を講ずること。
- (4) 出入口は、不特定多数の人が利用する場所を避けるとともに、入退室の管理を行うこと。
- (5) 建物及び室は、建築基準法に規定する耐火性能を有すること。
- (6) 建物及び室は、水の被害を防止する措置を講ずること。
- (7) 建物及び室の内装、什器・備品は、不燃、防災性能を有する材料を用いるとともに静電気による影響を防止する措置を講ずること。
- (8) 建物及び室は、避雷設備、火災報知設備、消火設備、非常照明設備、避難器具、小動物被害防止設備等の建築設備を設置すること。
- (9) 設置場所は、一般の事務室、居室とは分離した独立した部屋であること。
- (10) 情報漏えい、記録媒体の盗難防止措置を講ずること。
- (11) 機器の所要電力を安定的に供給できること。LGWAN に接続するための専用機器（以下「LGWAN 接続ルータ」という。）を設置する場合は、供給電源として、単相 100V の電圧並びに LGWAN 接続ルータの機器諸元に示す所要電力を安定的に供給できること。
- (12) 電源設備は、専用の分電盤又は専用の電源配線によるコンセントを設けること。
- (13) 機器の動作環境に配慮し適切な空気調和設備を設置すること。LGWAN 接続ルータを設置する場合は、動作温度及び湿度は 0 から 40 、湿度は 10% から 85% の範囲で安定的に保持するとともに結露が発生しない動作環境であること。
- (14) 空気調和設備は、防災、防犯及び水漏れ防止の措置を講ずること。
- (15) 建物及び室の人の出入り、防災設備及び防犯設備の作動、電源設備及び空気調和設備の稼動状況について適切な監視が可能であること。
- (16) 建物及び室は地震の被害の恐れのある場所、位置を避けて設置すること。
- (17) 建物は、建築基準法に規定する耐震構造とすること。
- (18) 開口部、内装、設備、什器・備品は、落下、転倒及び振動等地震による被害を防止する措置を講ずること。
- (19) 日本国の法律が及ぶ範囲に設置すること。

( 公的基準等の準拠 )

第 7 条 ファシリティサービス提供者は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度、若しくは相当の基準を満たし、その認証等を取得することを原則とする。認証等の取得が困難な場合にあつては、登録申請における所定の審査要件を満たすものとする。

( 登録の免除 )

第 8 条 第 7 条の規定にかかわらず LGWAN に接続する地方公共団体又は基本規程第 7 条第

2項の規定によりLGWANの機能の提供を受けることができることとされた団体（以下「地方公共団体等」という。）がホスティングサービスを行う場合に限り、自らのローカルネットワークを設置するファシリティを利用する場合は、総合行政ネットワーク接続約款第18条に規定するところにより、ファシリティサービスの登録を免除する。

### 第3章 通信サービスの審査

（閉域性の確保）

第9条 サービス提供者のうちで通信サービスを提供する者（以下「通信サービス提供者」という。）は、LGWAN用途の専用回線として、物理的又は論理的な閉域性を確保し、第三者によるアクセスを遮断する構成としなければならない。

（帯域の確保）

第10条 通信サービス提供者は、前条で確保したLGWAN専用チャンネルについて、帯域を確保し、保証しなければならない。

（常時接続性の確保）

第11条 通信サービス提供者は、提供する回線において、常時接続性を確保しなければならない。

（インターフェイスの条件）

第12条 通信サービス提供者は、東/西日本POI設備又は都道府県ノード設備に対して10BASE-T、100BASE-TX又は1000BASE-T（RJ45）に対応したEthernet接続のインターフェイス、また、ホスティングサービス等に設置するLGWAN接続ルータに対して、10BASE-T、100BASE-TX 又は1000BASE-T（RJ45）に対応したEthernet接続のインターフェイスを提供しなければならない。

（IPアドレスの割当て）

第13条 通信サービス提供者は、通信サービスに必要なIPアドレスについて、原則として、ネットワーク層及び基盤アプリケーションサービス提供者である運営主体が付与することが可能なサービスを提供しなければならない。

### 第4章 ホスティングサービスの審査

（サービスの提供に必要な機器の設置）

第14条 サービス提供者のうちでホスティングサービスを提供する者（以下「ホスティング

サービス提供者」という。)は、LGWANへの接続の際にLGWAN接続ルータを設置しなければならない。

2 ホスティングサービス提供者は、前項に定めるLGWAN接続ルータ及びLGWAN-ASPホスティングサービスの提供に必要な機器を設置の際、第6条の要件を満たすファシリティ施設に設置しなければならない。

3 LGWANに接続する地方公共団体等がホスティングサービス提供者となる場合は、接続申請にあたり、第8条の2の規定するところによるファシリティを利用することを所定の様式により届け出るものとする。

(セキュリティ条件の遵守)

第15条 ホスティングサービス提供者は、総合行政ネットワークASPサービス用アプリケーションサーバネットワークとLGWAN接続ルータを接続する際、それに係るセキュリティについて、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) LGWAN との接続に関する機器や設備の管理体制を整備し、管理する責任者を定めてあること。
- (2) LGWAN の接続に関し、セキュリティ対策、運用管理の適正かつ円滑な運用に携わる運用管理者を定めてあること。
- (3) LGWAN の接続に関し、セキュリティ対策に取り組むための基本的な方針(セキュリティポリシー)が定められていること。
- (4) LGWAN の接続に関し、セキュリティ対策、運用管理に係る教育、訓練に関する計画及び実施の体制を確立していること。
- (5) LGWAN の接続に関し、セキュリティ対策、運用管理に関する自主診断の体制が確立していること(実施状況診断体制や手続きの内部規定化等)。
- (6) LGWAN の接続に関し、障害、不正アクセス発見等緊急事態の発生時における対応策を危機管理計画として策定し、関連部門の責任者、職員に周知していること。
- (7) LGWAN の接続に関し、建物又は室への入退室管理や入室者の資格審査がされていること。
- (8) LGWAN の接続に関し、建物又は室の出入口の鍵は定められた場所に保管し、厳正な管理がされていること。
- (9) LGWAN の接続に関し、各種資源(データ、プログラム、ネットワーク、入出力機器、記憶領域等)へのアクセス権限者を明確に定めていること。
- (10) LGWAN の接続に関し、パスワード、識別カード等の登録、発行、更新、抹消、保管について管理方針を定め、特定の者が管理していること。
- (11) LGWAN の接続に関し、ネットワークには、ファイアウォール機能を有した通信機器を設置し、不正アクセスを防止する措置が講じられていること。
- (12) LGWAN の接続に関し、データ、プログラム及び文書の管理体制を整備し、管理者を定めてあること。

( IP アドレスの付与 )

第 16 条 ホスティングサービス提供者は、LGWANに公開するサーバに割り当てるIPアドレスについて、運営主体が割り当てるIPアドレスを利用しなければならない。

( IP アドレスの管理 )

第 17 条 ホスティングサービス提供者は、前条で定めるIPアドレスを適正に管理しなければならない。

( ドメイン名の管理 )

第 18 条 ホスティングサービス提供者は、運営主体から割り当てられたドメイン名を適正に管理しなければならない。

( ファイアウォール設定情報の管理 )

第 19 条 ホスティングサービス提供者は、LGWAN側ファイアウォール及び外部ネットワーク側ファイアウォールの設定及び管理を適正に行わなければならない。

( 外部ネットワークからのIPリーチャビリティの遮断 )

第 20 条 ホスティングサービス提供者は、外部ネットワーク側からLGWANへのIPリーチャビリティがないことを保証しなければならない。

( 外部ネットワークとのアクセス制御 )

第 21 条 ホスティングサービス提供者は、LGWAN以外のネットワークに対してアプリケーションサーバを公開する場合には、ファイアウォールを設置し、適切なアクセス制御を実施しなければならない。

( サーバセキュリティの保持 )

第 22 条 ホスティングサービス提供者は、オペレーティングシステム及びプログラムプロダクトレベルでのサーバセキュリティに関する一切の責任を負うものとする。

## 第 5 章 アプリケーション及びコンテンツサービスの審査

( サービス利用者に対する運用及び危機管理体制の整備 )

第 23 条 アプリケーション及びコンテンツサービスを提供する者(以下「アプリケーションサービス提供者」という。)は、サービス利用者に対してサービス提供における運用及び危機管理体制の整備を適切に行わなければならない。

( サービスの内容 )

第 24 条 アプリケーションサービス提供者は、地方公共団体の行政目的に資するサービスを

提供しなければならない。

(利用できるプロトコルの制限)

第25条 アプリケーションサービス提供者は、地方公共団体情報システム機構が定める通信可能なプロトコル及びそのポート番号を利用しなければならない。

(個人情報等保護に関する法令及びガイドラインの遵守)

第26条 アプリケーションサービス提供者は、個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法や個人情報保護条例等、個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第26条の2 アプリケーションサービス提供者及び提供者であった者は、利用者の情報を取り扱う場合、利用者に関して知り得た秘密の保持義務を徹底し、外部へ漏えいしてはならない。

(ドメイン名の指定)

第27条 アプリケーションサービス提供者は、ネットワーク層及び基盤アプリケーションサービス提供者である運営主体が指定するドメイン名(以下「ドメイン名」という。)を利用しなければならない。

(利用契約の締結)

第28条 アプリケーションサービス提供者は、サービス利用者との間で締結するサービス利用契約等において定めたサービス提供及び運用に係る管理責任を負うものとする。

(知的所有権に関する法令の遵守)

第29条 アプリケーションサービス提供者は、著作権法、特許法等知的所有権に関する法令に違反していないことを遵守しなければならない。

附則

この約款は、平成14年11月26日から施行する。

附則

この改正約款は、平成15年9月9日から適用する。

附則

この改正約款は、平成18年12月15日から適用する。

附則

この改正約款は、平成19年5月24日から適用する。

附則

この改正約款は、平成24年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は平成26年4月1日から適用する。

(財団法人地方自治情報センターの解散並びに権利及び義務の承継等)

第2条 地方公共団体情報システム機構法附則第5条第1項に基づき、総合行政ネットワークを運営する主体についても、機構が継承するものとする。

附則

この改正要領は、平成27年7月1日から適用する。

附則

この改正要領は、令和3年2月1日から適用する。